

千葉市立青葉病院 NST 委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立青葉病院における入院患者の栄養サポートの充実を図るために青葉病院栄養サポートチーム（NST）委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の組織は、医師、看護師、管理栄養士、臨床検査技師、薬剤師、言語聴覚士の職にあるものにより構成する。

(会議)

第3条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代行する。

委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、栄養科において総理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。